

## 6・6 海上人命安全条約等の改正

平成 24(2012)年 5 月に開催された MSC90 および同年 11 月に開催された MSC91 において、海上人命安全条約(SOLAS 条約)等の改正が以下のとおり採択された。

### (1)MSC90 における SOLAS 条約等の改正

#### ①火災安全設備のための国際コード(FSS コード)の改正

固定式泡消火装置の要件を定める第 6 章の全面改正、および水によりダメージを受ける装置のある制御場所における自動スプリンクラー装置を乾燥管式または予作動式のものとしてよい旨を明確化する第 8 章の改正が採択された。

#### ②国際海上危険物コード(IMDG コード)の改正

危険物輸送に関する国連勧告の内容を取り入れ、新たに 11 品目が追加されたほか、輸送書類に関する緩和規程が適用される特定の危険物を明確化した IMDG コードの改正が採択された。本改正は、平成 26(2014)年 1 月 1 日に発効となるが、平成 25(2013)年 1 月 1 日からボラントリーベースでの運用が推奨されている。

### (2)MSC91 における SOLAS 条約等の改正

#### ①船内騒音コードの改正および同コードの強制化

勧告ベースである現行の船内騒音コードを強化し、同改正コードを強制化する改正が採択された。具体的には、騒音規制値、騒音の計測方法、計測装置等が見直された。

#### ②Ro-Ro 区域・車両積載区域に設置する固定式消火設備の要件の改正

Ro-Ro 区域および車両積載区域に設置する固定式消火設備の要件を明確化するため、固定式ガス消火装置、固定式高膨張泡消火装置、もしくは固定式加圧水噴霧消火装置のいずれかを設置することを明記した SOLAS 条約Ⅱ-2 章第 20 規則の改正が採択された。

#### ③海上漂流者回収に関する計画および手順書備え付けの強制化

各船舶の仕様および事情にあった海上漂流者回収に関する計画書および手順書の備え付けを強制化する SOLAS 条約第Ⅲ章第 17-1 規則の改正が採択された。